

別表六（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》又は令和 2 年改正前の措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除基準額 2」は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度にあつては「20 又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は 40」を消します。
- 3 措置法第 62 条第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合又は外国法人が同法第 62 条の 3 第 1 項若しくは第 9 項《土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第 63 条第 1 項《短期所有に係る土地の譲渡等を受ける場合の特別税率》の規定の適用がある場合の記載は、次によります。
 - (1) 「法人税額調整加算額 12」は、別表一「10」の外書の金額又は別表一の三「6」の外書の金額若しくは同表「18」の外書の金額（外国法人にあつては、別表三（二）「27」の金額、別表三（二の二）「28」の金額及び別表三（三）「23」の金額を含みます。）を同欄の上段に外書として記載します。
 - (2) 「仮計 15」及び「仮住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 17」の各欄は、上記(1)で外書きした金額を「12」に含めて計算します。
- 4 「仮計 15」は、その適用を受ける法人が措置法第 42 条の 4 第 4 項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者等である場合には「(13) 又は」を消し、その他の場合には「又は(14)」を消します。
- 5 「控除対象個別帰属調整額等 16」は、措置法令第 27 条の 12 の 2 第 1 項各号《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。
- 6 「住民税額控除額 18」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) (2)に掲げる場合に該当しない場合には、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度にあつては「2.58 又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は 1.4」を消します。
 - (2) その適用を受ける法人が法第 141 条第 2 号《課税標準》に掲げる外国法人である場合には、「0」と記載します。